

## 年末年始の輸送等に関する安全運動実施について

輸送繁忙期に当たる年末年始における輸送に関する事故防止について、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」・「正しい運転・明るい輸送運動」・「年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動」等の実施要項に基づき、次の重点項目により実施することとしました。

本年度の総点検においては、安全管理、自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保テロ防止のための警戒体制の整備状況及び訓練実施状況、職場における新型インフルエンザ対策の4点の点検に特に留意することが揚げられたことから、各事業所においては「運動の進め方」等の実施細目を策定のうえ確実に実施し、交通公害の防止、輸送秩序の確立等を図りトラック事業のみならず地域住民救済、社会に貢献されるよう最善の努力をされますよう通知申し上げます。

つきましては、運動実施結果は、令和3年1月15日（金）までに別紙により「協会本部」宛に**必ず報告**願います。

また、報告書は協会HPからダウンロードも可能です。

### 報告方法

FAX：024-558-7731

e-mail：moriguchi@fukutora.jp

## 1. 運動の実施重点項目

### (A) 年末年始の輸送等に関する安全総点検

大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害が予想される。これまでに発生した事故等に対し、安全施策の取組実施、事故等の再発防止を推進しているが、輸送機関等において、事業者における自主的な安全取組を強化することが引き続き重要であることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を実施し、安全意識を向上させる必要がある。

また、テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、テロ情勢は一層厳しさを増している。こうしたテロの脅威が高まる中で、我が国においては、令和3年に延期されたオリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、さらなる対応力の向上が図られるよう、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。

さらに、新型インフルエンザ対策や新型コロナウイルス感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画や、新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する。

#### 実施期間

令和2年12月10日から令和3年1月10日

#### 実施事項

##### 自動車輸送

(1) 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督

体制) の実施状況

- (2) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- (3) テロ防止のための警戒体制の整備状況、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (4) 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況

#### **自動車運送事業者**

- (1) 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施する。経営トップを含む幹部においては総点検で確認された現場の状況を把握し、総点検において発見された不備事項については、早期改善について厳正な態度で臨み、適切な措置を行うこと。
- (2) 重点点検事項は、特に入念な点検を行う。
- (3) 総点検の結果を所轄地方運輸局長あてに報告すること。

### **(B) 正しい運転・明るい輸送運動**

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

#### **1. 運動期間**

令和2年11月16日(月)から令和3年1月10日(日)まで

#### **2. 実施事項**

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。なお、(1)～(6)を事故防止に関する重点項目とする。

##### **(1) 飲酒運転の根絶**

経営者は、第113回交通対策委員会(令和元年9月12日開催)の決議を踏まえ、飲酒運転の根絶のため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、社内安全教育や点呼時等において、飲酒運転の悪質性・危険性を十分に理解させ、トラック運送業界から飲酒運転を根絶させる。

##### **(2) 追突事故及び交差点における事故防止の徹底**

運行管理者は、全ト協制作の『トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～』及び『トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』を活用した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。

##### **(3) 過労運転防止の徹底**

運行管理者は、繁忙期にありがちな無理な運行計画を避け、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。

##### **(4) 確実な点呼の実施**

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

##### **(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底**

運転中にスマートフォン等の画像を注視する行為や携帯電話を用いて通話する行為は、極めて危険な行為であり、今般、道路交通法の一部改正により罰則強化が行われることか

ら、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。

#### (6) 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

#### (7) 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び管理者は、荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について適切な取り決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にまとめ、作業者に周知するとともに、墜落等の危険を伴う作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

(参考：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」)

#### (8) 高速道路における事故防止の徹底

高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に発生しており、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

#### (9) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者は、大型車の車輪脱落事故防止対策として、全ト協で作成する「大型トラックの車輪脱落事故が年々増加！！」のリーフレットにより車輪脱落を防ぐ4つのポイントなどの周知徹底に努める。

また、平成30年10月1日施行の大型トラックのスペアタイヤ等の3ヶ月ごとの定期点検の義務付けを踏まえ、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

#### (10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底

気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握するとともに、積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底させる。

また、令和2年2月28日付の国土交通省通達「台風等による異常気象時下における輸送の在り方について」により示された「台風等異常気象時における措置の目安」を基にして、輸送を中止する等、適切な措置を講じるよう徹底させる。

#### (11) 正しい積付け・固縛方法の徹底

荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

#### (12) エコドライブの推進

燃料の使用量を削減し、CO<sub>2</sub>及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であり、また、一層の事故防止を図る観点から、エコドライブを徹底させる。

#### (13) 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

#### (14) 安全意識の高揚

経営者は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常にやさしさと思いやりのある運転を心掛ける。

## (15) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

### 3. 実施要領

- ① 自社広報紙等の利用、あるいは配布された、または自社作成のポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、一層の事故防止と輸送品質の向上を図る。
- ② 安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。
- ③ 従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要な従業員を積極的に参加させる。
- ④ 安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

## (C) 年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動

毎年この時期には、夕暮れ時から夜間にかけて通事故が多発し、特に高齢歩行者が被害者となる重大事故の増加が懸念されます。

また、高齢運転者による重大事故も発生していることから、県民一人一人が交通安全意識を高め、交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、県民総ぐるみで交通事故の防止を図ることを目的とする。

- ① 実施期間 令和2年12月10日から令和3年1月7日
- ② 重点実施事項

### (1) 運動の重点

#### 1. 道路横断中の交通事故防止

- 朝礼や打合せ等において、横断歩道の付近では速度を落とし、また、横断歩道を横断しようとする歩行者や、自転車横断帯を横断しようとする自転車がいたら、車がいたら、必ず一時停止しなければならないことはマナーではなくルールであることについて周知徹底を図りましょう。
- 徒歩や自転車で通勤する職員に対し、子供の手本となるよう正しい横断をするとともに、夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい目立つ色の服装や夜光反射材用品等の着用を促し、その効果についても周知を図りましょう。

#### 2. 高齢者の交通事故防止

- 朝礼や打合せ等において、横断歩道の付近では速度を落とし、また、横断歩道を横断しようとする歩行者や、自転車横断帯を横断しようとする自転車がいたら、必ず一時停止しなければならないことはマナーではなくルールであることについて周知徹底させ、職員一人一人の交通安全意識を高めましょう。
- 交通安全講習会等を開催し、高齢者の行動特性・運動能力等について理解を深め、思いやりのある運転を励行しましょう。
- 通勤や業務等で生活道路等を走行する際は、歩行者等の動きをよく確認し、スピードを落として安全に走行するよう指導しましょう。
- 社内広報紙等を活用し、安全運転や交通事故情勢などに関するきめ細かな情報提供を行い、社員による地域の各種交通安全活動への参加を促進しましょう。

#### 3. 夕暮れ時や夜間の交通事故防止(特に夜光反射材用品等の着用の推進)

- 交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時の交通事故の危険性を認識・理解させるとともに、早めのライト点灯と、対向車や先行車がないときは上向きライト（ハイビーム）を使用するよう指導しましょう。
  - 自転車通勤者に対して、自転車も「車両」であることを認識させ、車道における左側通行などの自転車の正しい通行方法、乗車用ヘルメットの着用、夕暮れ時や夜間のライトの点灯の徹底、点検整備の実施等について指導しましょう。
  - 歩いて通勤している職員に対して、明るい目立つ色の衣服、夜光反射材用品等着用の効果について周知を図るとともに、衣服、履物、手荷物等への夜光反射材用品等の着用を促進しましょう。
4. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 朝礼、日常点検等で後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務があることを指導しましょう。
  - 各種会議や交通安全講習会等において、シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果について理解を促し、正しい着用を徹底しましょう。
5. 飲酒運転の根絶と飲酒が関与する交通事故の防止
- 朝礼や打合せの際、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故を起こしたときの責任の重大性等について周知するなど、飲酒運転を絶対しないよう指導を徹底しましょう。
  - 自動車運送事業所等では、点呼時におけるアルコール検知器の活用など、飲酒運転根絶のための対策を徹底しましょう。
  - 飲酒を伴う会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合は、予めハンドルキーパーを決めておくなど、絶対に飲酒運転をしないようにしましょう。
  - ひどく酒に酔った人が路上に寝込むのを防止するため、一緒に飲酒した人は、ひどく酔った人をそのまま放置せず、確実に家まで送り届けるなど、最後まで責任を持った対応をしましょう。

## 2. 実施報告書

実施報告書の実施項目は下記機関よりの通知に基づき抜粋したものです。

- (1) 東北運輸局福島運輸支局長通知  
「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目」
- (2) 全日本トラック協会会長通知  
「正しい運転・明るい輸送運動実施計画」
- (3) 福島県交通対策協議会長通知  
「年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動実施要綱」
- (4) 提出先・提出期限

〒960-0231 福島市飯坂町平野字若狭小屋 32  
 (公社) 福島県トラック協会 総務部  
 令和3年1月15日まで FAX : 024-558-7731  
 e-mail : moriguchi@fukutora.jp

※この報告書は、東北運輸局福島運輸支局・福島県交通対策協議会へ報告するものです。

(A) 安全総点検の自主点検表は、福島運輸支局に提出します。